

成長力底上げ戦略推進円卓会議関係資料
(以下の資料は、成長力底上げ戦略推進円卓会議
に提出された資料を抜粋したもの)

5－1 第6回成長力底上げ戦略推進円卓会議参考資料

5－2 成長力底上げ戦略推進円卓会議における最低賃金を
巡る主な議論

第6回成長力底上げ戦略推進円卓会議
参考資料

現行最低賃金制度の概要

1 制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。（障害者や試用期間中の者等は一部適用除外。）

2 最低賃金の種類

(1) 「審議会方式」に基づく最低賃金

①地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず、すべての労働者及び使用者に適用。

(設定件数47件、適用労働者数約5,000万人、加重平均時間額687円)

②産業別最低賃金

原則、都道府県内の特定の産業について決定。

現在の産業別最低賃金は、関係労使の申出により、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

〔主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、
一般機械器具製造業、鉄鋼業等〕

(設定件数250件、適用労働者数約373万人、加重平均時間額775円)

(2) 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金

労使の大部分に適用される労働協約を、アウトサイダーも含めて適用する最低賃金として決定。

(設定件数2件、適用労働者数約500人、加重平均時間額868円)

3 最低賃金の決定基準

①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定。

4 最低賃金額の改定

地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の日安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

原則、産業別最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

5 最低賃金の効力

(1) 刑事的効力

最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、2万円以下の罰金。

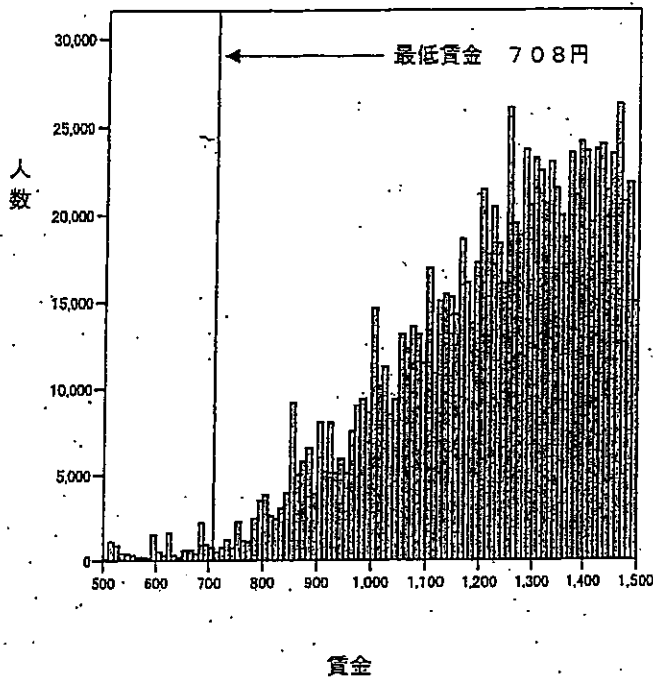
(2) 民事的効力

最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

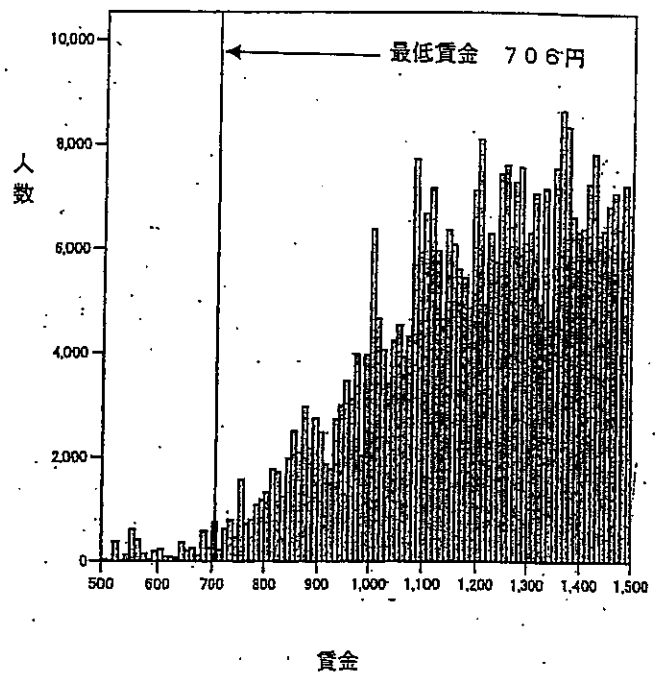
一般労働者の賃金分布

主な都道府県

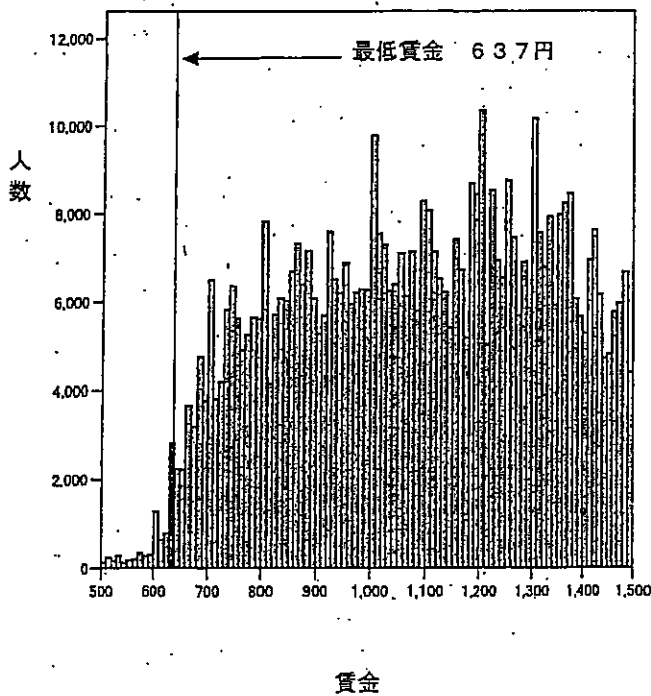
東京



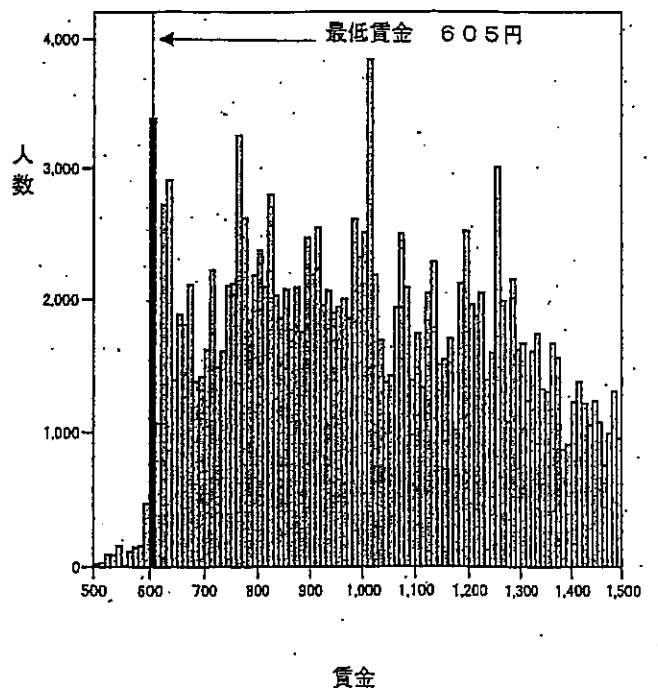
神奈川



北海道



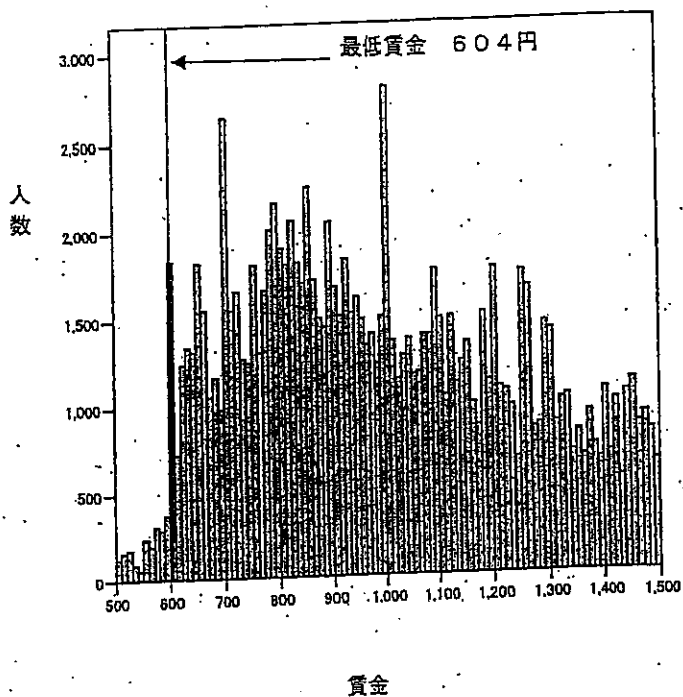
青森



注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 ((独) 労働政策研究・研修機構)

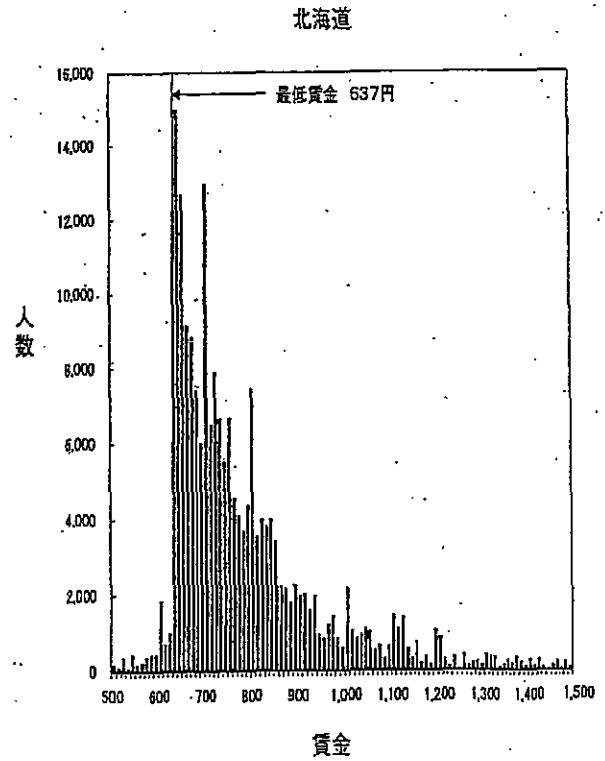
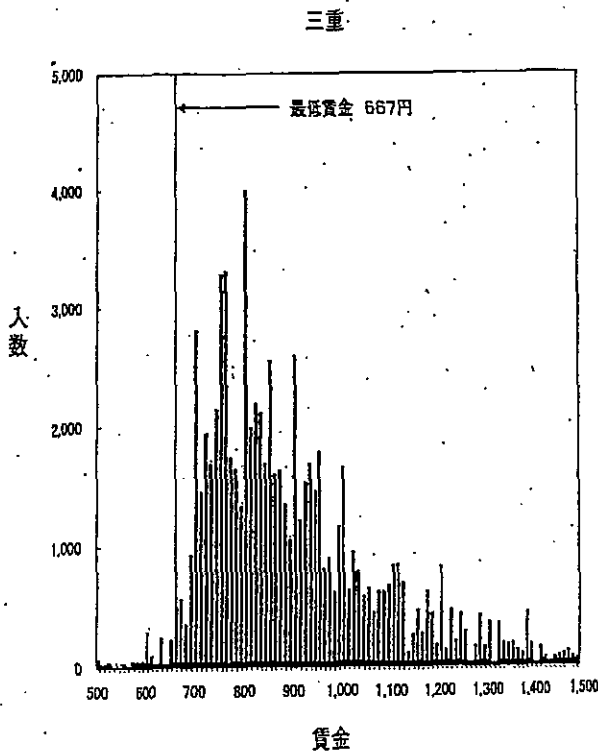
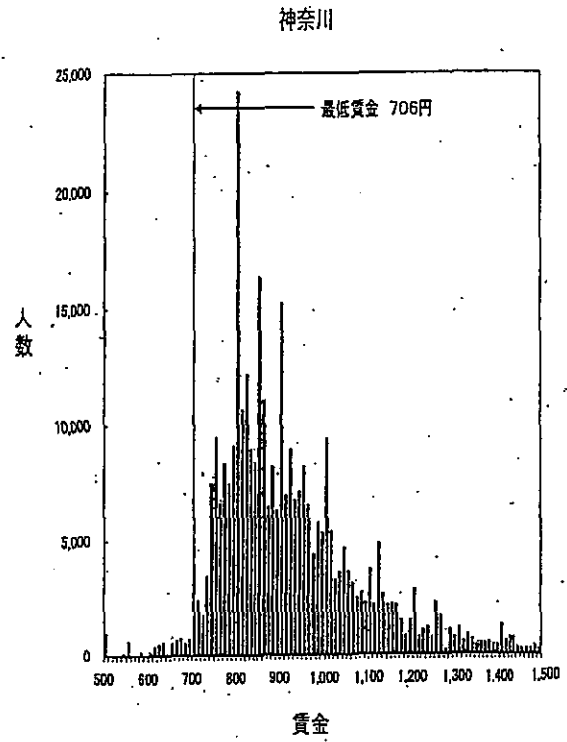
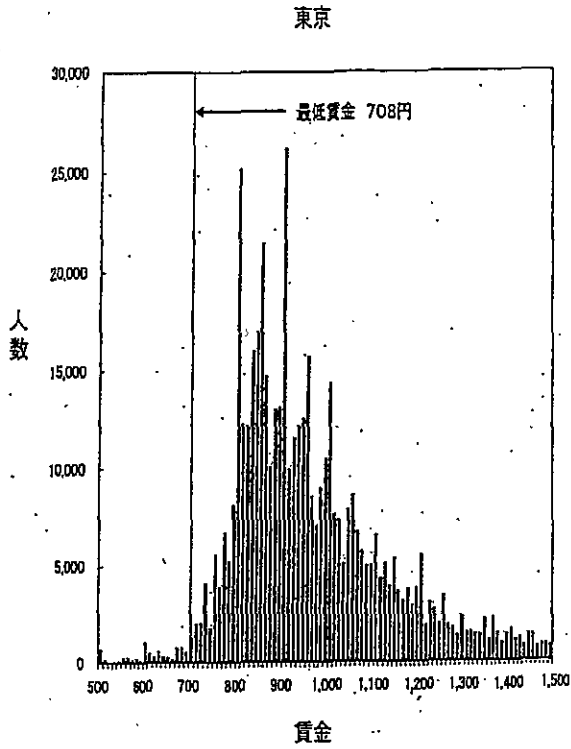
沖縄



注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。
(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 ((独) 労働政策研究・研修機構)

パートタイム労働者の賃金分布

主な都道府県

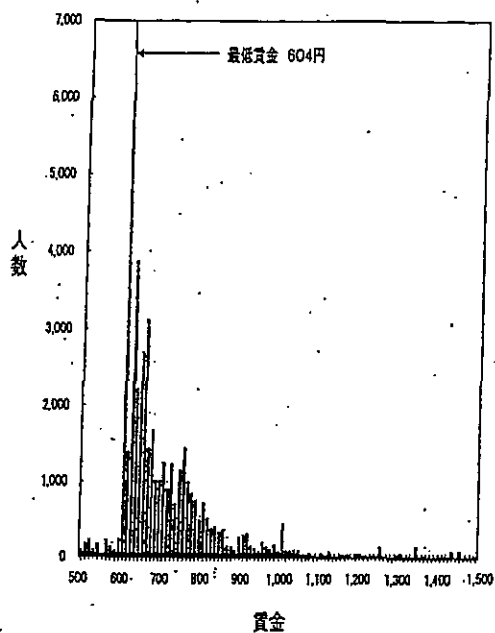


注) 1) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

2) パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 ((独) 労働政策研究・研修機構)

沖縄



注) 1) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

2) パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 (独) 労働政策研究・研修機構)

地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	最低賃金額(円)	対前年度引上げ額(円)
昭和53年度	315	—
54年度	334	19
55年度	357	23
56年度	379	22
57年度	399	20
58年度	411	12
59年度	423	12
60年度	438	15
61年度	451	13
62年度	461	10
63年度	474	13
平成元年度	492	18
2年度	516	24
3年度	541	25
4年度	565	24
5年度	583	18
6年度	597	14
7年度	611	14
8年度	623	12
9年度	637	14
10年度	649	12
11年度	654	5
12年度	659	5
13年度	663	4
14年度	663	0
15年度	664	1
16年度	665	1
17年度	668	3
18年度	673	5
19年度	687	14

(資料出所)厚生労働省資料

平成19年度 地域別最低賃金の改定状況

都道府県名	18年度決定金額	19年度決定金額	引上げ額	効力発生效年月日
北海道	644	654	10	H19.10.19
青森	610	619	9	H19.10.31
岩手	610	619	9	H19.10.28
宮城	628	639	11	H19.10.20
秋田	610	618	8	H19.10.28
山形	613	620	7	H19.10.25
福島	618	629	11	H19.10.19
茨城	655	665	10	H19.10.20
栃木	657	671	14	H19.10.20
群馬	654	664	10	H19.10.19
埼玉	687	702	15	H19.10.20
千葉	687	706	19	H19.10.19
東京	719	739	20	H19.10.19
神奈川	717	736	19	H19.10.19
新潟	648	657	9	H19.10.19
富山	652	666	14	H19.10.20
石川	652	662	10	H19.10.21
福井	649	659	10	H19.10.19
山梨	655	665	10	H19.10.28
長野	655	669	14	H19.10.21
岐阜	675	685	10	H19.10.19
静岡	682	697	15	H19.10.26
愛知	694	714	20	H19.10.25
三重	675	689	14	H19.10.27
滋賀	662	677	15	H19.10.25
京都	686	700	14	H19.10.25
大阪	712	731	19	H19.10.20
兵庫	683	697	14	H19.10.31
奈良	656	667	11	H19.10.25
和歌山	652	662	10	H19.10.20
鳥取	614	621	7	H19.10.21
島根	614	621	7	H19.10.19
岡山	648	658	10	H19.10.26
広島	654	669	15	H19.10.28
山口	646	657	11	H19.10.28
徳島	617	625	8	H19.10.21
香川	629	640	11	H19.10.21
愛媛	616	623	7	H19.10.25
高知	615	622	7	H19.10.26
福岡	652	663	11	H19.10.28
佐賀	611	619	8	H19.10.28
長崎	611	619	8	H19.10.21
熊本	612	620	8	H19.10.25
大分	613	620	7	H19.10.20
宮崎	611	619	8	H19.10.27
鹿児島	611	619	8	H19.10.26
沖縄	610	618	8	H19.10.28
加重平均	673	687	14	

最低賃金法の一部を改正する法律の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成20年7月1日)

主要先進国の最低賃金

		決定方式	最低賃金額
アメリカ	連邦最低賃金	法定方式	5.85 \$ / 時間 [590円] (2007.7) ※ 最低賃金上げが盛り込まれたイラク戦費法案を2007年5月に上院・下院それぞれで可決し、同月25日に大統領が署名し、法案は成立した。 成立より60日後(7月24日)に5.85 \$、それより1年後に6.55 \$ [660円]、さらに1年後に7.25 \$ [731円]へ引上げ。
	州別最低賃金	法定方式、審議会方式、両方式の併用等	2.00 \$ / 時間 [202円] ～ 7.93 \$ / 時間 [799円] (2007.7)
イギリス		審議会方式	5.52ポンド/時間 [1,115円] (2007.10)
フランス(SMIC) ※ 労働協約に基づくものもある		審議会方式	8.44ユーロ/時間 [1,321円] (2007.7)
オーストラリア		審議会方式	13.74オーストラリア・ドル/時 [1,281円] (2007.10)
オランダ		審議会方式	1,317.00ユーロ/月 [206,058円] (2007.7)
カナダ		審議会方式等 (州別最低賃金のため州により異なる)	7.25～8.50カナダドル [729円]～[855円] (2007.10)
ニュージーランド		審議会方式	11.25ニュージーランドドル/時 [911円] (2007.4)
ベルギー		法的拘束力のある中央協定	1259.00ユーロ/月 [196,983円] (2007.1)
ルクセンブルク		政府が決定	1570.28ユーロ/月 [245,686円] (2007.1)

○ 法定最低賃金がなく労働協約等による国……ドイツ、イタリア、オーストリア、スイス等

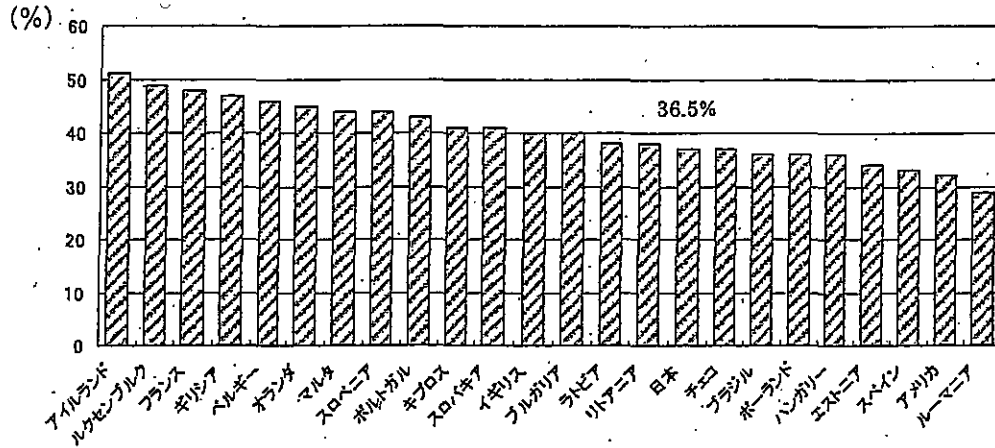
注1) 各国の最低賃金額の[]内は、2008年3月の為替レート(内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」)による日本円換算額。ただし、ニュージーランド・ドルについては、1ニュージーランド・ドル=81円で換算。

注2) 上記の国においては、若年労働者について一定の減額措置が講じられている。ただし、カナダは州による。

注3) アメリカの連邦最低賃金が適用されるのは、州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する労働者、年商50万 \$ 以上の企業に雇用される労働者等に限られる。

諸外国の最低賃金の水準

[全国最低賃金の平均賃金に対する割合]



(注) ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルは 2002 年、ブラジル、フランスは 2003 年、アメリカは 2005 年、その他は 2004 年。

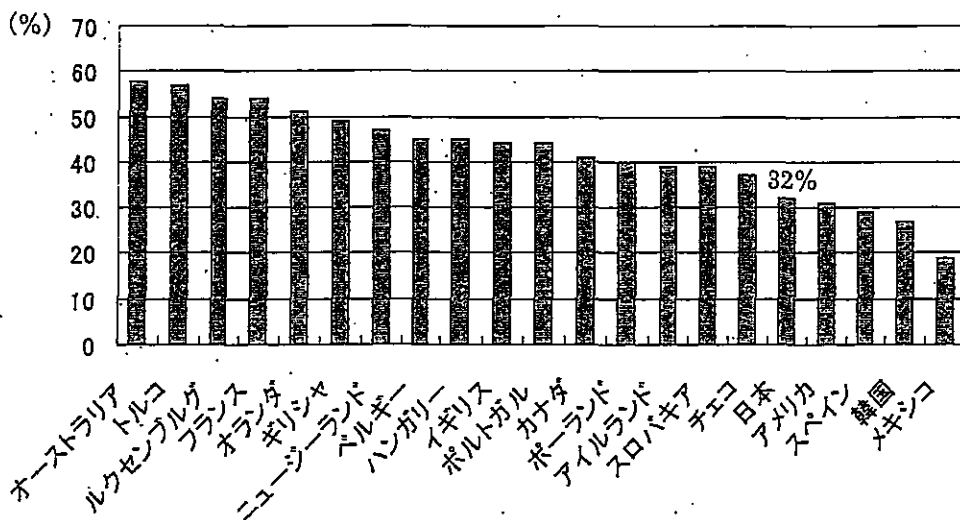
(資料) "Key themes in global industrial relations: Minimum wages and relocation of production" 2006.

European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions

(※欧州委員会の独立機関)

[最低賃金 + 社会保険料事業主負担分の中央値に対する割合]

(2004 年)



(資料) OECD. 2006. OECD Employment Outlook 2006.

成長力底上げ戦略推進円卓会議における
最低賃金を巡る主な議論

円卓会議におけるこれまでの議論

第5回成長力底上げ戦略推進円卓会議
において配布

第1回円卓会議（3月22日）

- 「成長力底上げ戦略」(基本構想)の趣旨及び今後の進め方について

第2回円卓会議（6月6日）

- 各戦略の19年度実施計画と20年度以降の取組方針

第3回円卓会議における政労使の合意（7月9日）

- ① 中小企業等の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について年内を目途にとりまとめ
- ② 最低賃金法改正案の速やかな成立を期待
- ③ 労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」に全力を挙げて取り組むこと
- ④ 中央最低賃金審議会においては、19年度の最低賃金について、円卓会議における議論を踏まえた審議を要望

中小企業生産性向上

- 「中小企業生産性向上プロジェクト」の策定(11月)
 - ・付加価値の創造
 - ・経営力の向上
 - ・事業環境の整備
 - ・サービス産業の生産性向上

最低賃金の引上げ

- 19年度地域別最低賃金額の改定(7~10月)
 - ・中央最低賃金審議会が、今年度の引上げの目安額として前年を大幅に上回る14円(全国加重平均)を答申
 - ・その後の地方最低賃金審議会における審議を経て、上記水準の引上げが決定
- 最低賃金法改正法の成立(11月28日)

第4回円卓会議の開催

- 中小企業等の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について検討。

前回、前々回円卓会議にて配布

最低賃金の中長期的な引上げについて

以下の各案は、円卓会議での最低賃金のあり方に関する各委員のご意見を踏まえ、事務局で整理したものである

(案の1)「生活保護水準」への引上げを目指す考え方

○最低賃金は、労働者の生計費を基準とすべきであり、その点で「生活保護水準」を上回る水準への引上げを目指す考え方

- ・一定期間をかけて、「生活保護水準」への引上げを行う
- ・この場合、生活保護水準には、生活扶助や住宅扶助のほか、勤労控除などがあり、目指すべき水準をどう考えるかという論点がある。

(参考) 18年度データによる比較

最低賃金額 (全国加重平均) 673円 (1時間あたり)

生活保護 (生活扶助+住宅扶助) との逆転を考慮 702円 (1時間あたり)

注) 最低賃金額は、19年度改定により、現在687円 (全国加重平均、1時間あたり)

(案の2)「高卒初任給」への引上げを目指す考え方

○一般的に、常用雇用者として最も賃金が低い初任給の水準を考慮して、高卒初任給の水準への引上げを目指す考え方

- ・一定期間をかけて、高卒初任給の水準への引上げを行う

(参考) 高卒初任給 (18年) ・平均 914円 ・最も低位の分類 720円

(19年) ・平均 927円 ・最も低位の分類 740円

(案の3)「平均賃金の一定割合」への引上げを目指す考え方

○賃金の全体動向を考慮し、最低賃金が平均賃金の「一定割合」となるよう引上げを目指す考え方

- ・一定期間をかけて、平均賃金の一定割合への引上げを行う

(参考) 平均賃金 (18年) 1807円 ・40%=723円 ・50%=904円

(19年) 1814円 ・40%=726円 ・50%=907円

第3回成長力底上げ戦略推進円卓会議における合意(7/9)

本日、成長力底上げ戦略推進円卓会議の第3回会合が開催され、参加した有識者、産業界・労働界の代表者及び政府関係者は、以下の4点について合意した。

1. 本会議は、働く人の格差の固定化を防止する観点から、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、今後継続的に議論を行い、各地域の議論を喚起しながら、年内を目途にとりまとめるものとする。
2. 最低賃金法改正案については、上記の趣旨に鑑み、次期国会における速やかな成立が望まれる。
3. 政府は、労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて取り組むべきである。
4. 中央最低賃金審議会においては、平成19年度の最低賃金について、これまでの審議を尊重しつつ本円卓会議における議論を踏まえ、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響や中小零細企業の状況にも留意しながら、パートタイム労働者や派遣労働者を含めた働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議されるように要望する。

これまでの中央及び地方版円卓会議で出された主な意見

1. 労働者の生計費に即した水準とすべきとの意見

- 最低賃金が労働者の生活安定を保障する、最低限の賃金水準を意味するのならば、算定根拠は労働者の生計費に絞るのが筋。事業主の賃金支払能力に配慮して決定するのでは、最低水準以下の生活を労働者に強いることになる。
- 最低賃金引上げによるコスト負担でマイナスの影響を被る企業が出るのであれば、本来、企業努力で解決すべき。影響が甚だしく大きく、企業が倒産するとかいうことであれば、今度の新しい政策の中で解決すべきもの。
- 生活できるかどうかということ考えた上、日本の最低賃金を決めて、それが広く受け取れるようなシステムを考えていかなければならない。
- 最低賃金額の該当者は大半が女性労働者であり、一家の生計を支える女性がいることから最低賃金の大幅な引上げが必要。
- 地域の賃金水準に魅力がないことは、若者の定着に負の要因として働く。

2. 生活保護水準との逆転現象を解消すべきとの意見

- 最低賃金を引き上げて、生活保護との逆転現象が起こらないようにしなければならない。その場合、それに耐えられるような施策を政府がする、そこに焦点を合わせた施策を手当することが必要な状況になっている。

3. 高卒初任給に準拠した水準とすべきとの意見

- 最賃制度のスタート時、中卒初任給をベースにして設定。その後目安方式に変わったが、30人未満企業の賃上率にほぼ準拠しながら、上げ幅論だけでやってきた。生計費というより、世の中これだけ率が上がったから、それをフォローしようということだけ。ほとんどが高校以上に進む時代になったことについて、フォローできないまま来て、生計費というファクターをほとんど意識していない。それが今の最低賃金の差につながっている。その辺の制度の骨格に関わるルール形成が必要。
- 高卒初任給を準拠の基準にすると、リビングウェッジ（公契約における最低工賃）などもありうる。

4. 平均賃金の一定水準とすべきとの意見

- 日本の最低賃金は、先進国の中でも低いというのが印象。
- 中長期的な引上方針については、ルール、指標が要る。一般労働者の平均賃金の36.5%というのを、例えば50%がよいのか議論したらよい。

5. 中小企業の生産性向上を先行させるべきとの意見

- 中小企業の場合、業績が上がるような仕組みを考え、そういう点に注力しないと、最低賃金のところまでいかない。
大企業と中小企業との企業格差の問題、地域格差、大都市と田舎の賃金格差の問題、この低いところを上げていかないと、日本全体の力は上がって来ない。
中小企業支援策の予算は少なく、予算全体の0.3%。いろいろな支援策を企業にしないと、最低賃金の問題なども、一番下の層は非常にきつい。
- 中小企業全体の底上げを図るのが先決。最低賃金を上げることだけが議論になるのはおかしい。生産性向上を図って、その結果として最低賃金を上げていくべき。
- 支払い能力が上がってから最低賃金を引き上げていくということでないでないと企業は潰れてしまう。
- 最低賃金を上げるためには生産性を上げて経済力をつけなければならないが、まずは、業績が悪いところの底上げを図るべき。特に、世の中の変化に対応していない第1次産業や第3次産業の生産性を上げていくべき。

6. 最低賃金引上げと中小企業の生産性向上を同時に進めるべきとの意見

- 下請取引適正化を含め国のやるべきことをきっちりやっていただくこと、地方への応援、中小企業への応援ということと、最低賃金の問題を並行して進めていくことは、絶対にやっていただきたい。一方だけを進ませることはあり得ない。
- 中小企業の最低賃金と生産性と取引の適正化、この3つが合わさっている。最低賃金の引上げについても、正面で取り組まねばならない。その一方で、それを吸収するためにも生産性は引き上げていく。しかし、生産性の引上げは時間がかかる。

7. 19年度地域別最低賃金額改定についての意見

- 今年の最低賃金がこれまでになく引き上げられたことは評価。ただし、今回の最低賃金の改定により、地域間格差が拡大したのではないか。
- 原材料費や原油価格高騰によるコスト増が商品価格への転嫁ができない中で、19年度は、大幅な最低賃金の引上げが行われたが、これはダブルパンチだ。このような引上げが続けば、企業は存続できなくなる。また、初めから大幅引き上げを前提とした議論がなされたが、これには納得できない。